

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	カッポリナジエン センゾウカクケン 学校法人 洗足学園								
フリガナ大学の名称	センゾウカドモカンキョウイブク 洗足こども短期大学								
大学本部の位置	神奈川県川崎市高津区久本2丁目3番1号								
大学の目的	本学は教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その実際の専門的な能力を養うとともに、幅広い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とする。								
新設学部等の目的	本学の人材養成および教育研究上の目的を達成するため、常に様々な教育研究組織の充実に努め、幼児教育・保育を担う人材の育成に力を入れてきた。しかしながら、18歳人口の減少および、幼児教育・保育系進学希望者の減少により、入学定員及び収容定員を下回る状況が2年続いた。このような状況の下、入学定員の適正化を図りつつ、地域の保育者に対する人材需要ニーズに引き続き対応するために、今般の定員減に係る届出を行うものである。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	幼児教育保育科	2年	150人 (250)	—	300人 (500)	短期大学士 (幼児教育保育)	教育学・保育学 関係	令和7年4月 第1年次	神奈川県川崎市 高津区久本2丁目 3番1号
計									
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称		基幹教員						助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	幼児教育保育科	6人 (6)	5人 (5)	2人 (2)	1人 (3)	14人 (16)	0人 (0)	67人 (67)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	5 (5)	2 (2)	1 (3)	14 (16)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	6 (6)	5 (5)	2 (2)	1 (3)	14 (16)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
分	計	6 (6)	5 (5)	2 (2)	1 (3)	14 (16)	0 (0)	- (-)	
既設	該当なし	-	-	-	-	-	-	-	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	-	-	-	-	-	-	-	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	-	-	-	-	-	-	-	
	小計（a～b）	-	-	-	-	-	-	-	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	-	-	-	-	-	-	-	

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 8人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 〇〇人

分	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計（a～d）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
分	計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		6	5	2	1	14	0	-	(6)	(5)	(2)	(3)	(16)
職 種		専 属		そ の 他		計							
事 務 職 員		6	人	14	人	20	人	うちその他13名は大学短大兼務					
技 術 職 員		0		0		0							
図 書 館 職 員		1		2		3		大学短大兼務					
そ の 他 の 職 員		0		0		0							
指 導 補 助 者		0		0		0							
計		7		16		23							
		(7)		(16)		(23)							
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計							
	校 舎 敷 地	0㎡	36,324㎡	0㎡		36,324㎡	洗足学園音楽大学(必要面積23,700㎡)と共用						
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡		0㎡							
	合 計	0㎡	36,324㎡	0㎡		36,324㎡							
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計								
	0㎡	44,773㎡	0㎡		44,773㎡	洗足学園音楽大学(必要面積18,949㎡)と共用							
		(0㎡)	(44,773㎡)	(0㎡)		(44,773㎡)							
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室	室								
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具	標本						
		冊	冊	種	種	点	点						
		( )	( )	( )	( )	( )	( )						
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )						
ス ポ ー ツ 施 設 等		ス ポ ー ツ 施 設		講 堂		厚 生 補 導 施 設							
		㎡		㎡		㎡							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開 設 前 年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次					
	教員1人当り研究費等		500千円	500千円	—	—	—	—	図書費には電子ジャーナルデータベースの整備費(運用コスト含む)を含む。				
	共同研究費等		0千円	0千円	—	—	—	—					
	図書購入費	1,696千円	1,696千円	1,696千円	—	—	—	—					
	設備購入費	3,334千円	3,334千円	3,334千円	—	—	—	—					
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次					
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、手数料収入及び資産運用収入等											
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称	洗足こども短期大学											
	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	取 容 定 員	学 位 又 は 称 号	取 容 定 員 充 足 率	開 設 年 度	所 在 地				
	幼児教育保育科	2	250	-	500	短期大学士(幼児教育保育)	0.74	昭和40年度	神奈川県川崎市高津区久本2丁目3番1号				
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称	洗足学園音楽大学											
	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	取 容 定 員	学 位 又 は 称 号	取 容 定 員 充 足 率	開 設 年 度	所 在 地				
	音楽学部音楽学科	4	590	3年次5	2,250	学士(音楽)	1.12 1.12	昭和42年度	神奈川県川崎市高津区久本2丁目3番1号		令和5年度入学定員増(60人)		

既設大学等の状況	大学等の名称	洗足学園音楽大学大学院							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
		年	人	年次人	人		倍		
	音楽研究科								神奈川県川崎市高津区久本2丁目3番1号
	器楽専攻（修士課程）	2	28	-	56	修士（音楽）	1.98	平成12年度	
	声楽専攻（修士課程）	2	12	-	24	修士（音楽）	0.83	平成12年度	
	音楽教育学専攻（修士課程）	2	4	-	8	修士（音楽）	1.00	平成12年度	
	作曲専攻（修士課程）	2	20	-	40	修士（音楽）	1.35	平成12年度	
	附属施設の概要								

学校法人洗足学園 設置認可等に係る組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
洗足学園音楽大学				洗足学園音楽大学				
音楽学部 音楽学科	3年次 590	5	2370	音楽学部 音楽学科	3年次 590	5	2370	
計	3年次 590	5	2370	計	3年次 590	5	2370	
洗足学園音楽大学大学院				洗足学園音楽大学大学院				
音楽研究科(M)				音楽研究科(M)				
器楽専攻	28	—	56	器楽専攻	28	—	56	
声楽専攻	12	—	24	声楽専攻	12	—	24	
音楽教育学専攻	4	—	8	音楽教育学専攻	4	—	8	
作曲専攻	20	—	40	作曲専攻	20	—	40	
計	64	—	128	計	64	—	128	
洗足こども短期大学				洗足こども短期大学				
幼児教育保育科	250	—	500	幼児教育保育科	<u>150</u>	—	<u>300</u>	定員変更(△100)
計	250	—	500	計	<u>150</u>	—	<u>300</u>	

①都道府県内における位置関係の図面





③ 洗足こども短期大学 溝のロキャンパス 校舎、運動場等の配置図

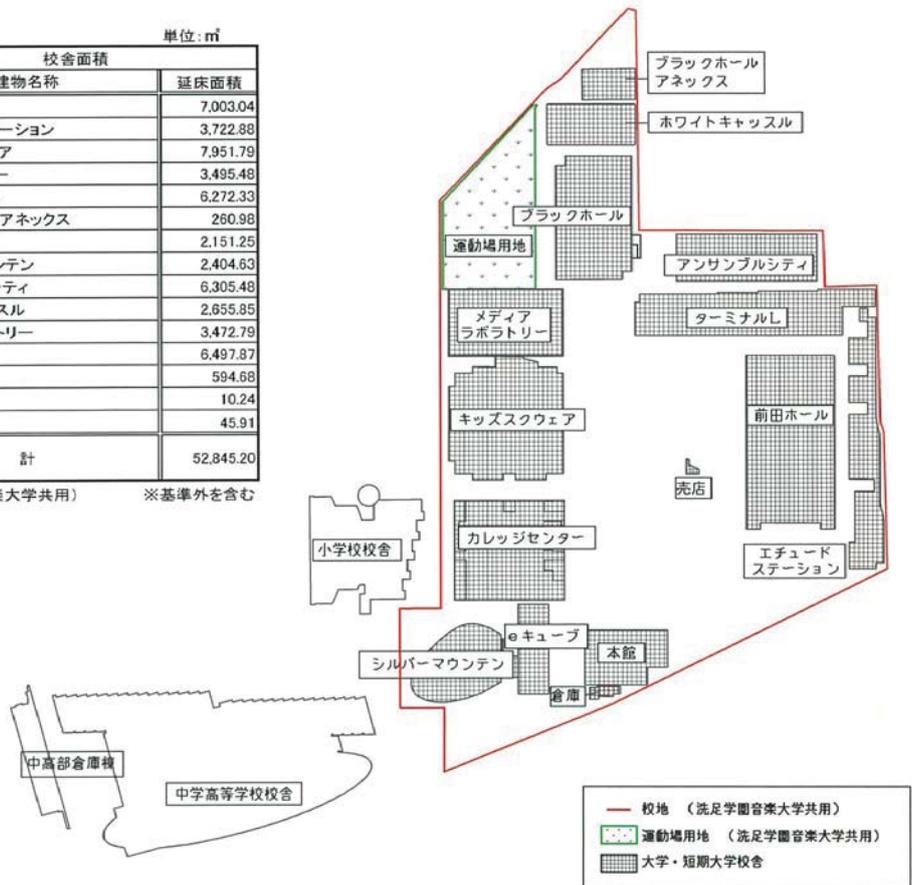
洗足こども短期大学 校地・建物面積表

校地面積	
校舎敷地 (洗足学園音楽大学共用)	34,062.11
運動場用地 (洗足学園音楽大学共用)	2,262.40
計	36,324.51

校舎面積	
建物名称	延床面積
ターミナルL	7,003.04
エチュードステーション	3,722.88
キッズスクエア	7,951.79
カレッジセンター	3,495.48
ブラックホール	6,272.33
ブラックホールアネックス	260.98
eキューブ	2,151.25
シルバーマウンテン	2,404.63
アンサンブルシティ	6,305.48
ホワイトキャッスル	2,655.85
メディアラボラトリー	3,472.79
前田ホール	6,497.87
本館	594.68
売店	10.24
倉庫	45.91
計	52,845.20

(洗足学園音楽大学共用) ※基準外を含む

単位:㎡	
基準内校地面積 (洗足学園音楽大学共用)	36,324.51
基準内校舎面積 (洗足学園音楽大学共用)	44,772.60



(1) 学則案の全文

# 洗足こども短期大学学則

2025

# 洗足こども短期大学学則

## 目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	学科及び修業年限	2
第 3 章	学年、学期及び休業日	3
第 4 章	学生定員	3
第 5 章	入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍	4
第 6 章	教育課程及び履修方法	7
第 7 章	卒業及び学位授与	10
第 8 章	賞 罰	10
第 9 章	科目等履修生、聴講生及び外国人留学生	11
第 10 章	入学検定料、学納金及び在籍料	11
第 11 章	教育研究実施組織	12
第 12 章	教 授 会	12
第 13 章	自己点検及び評価	13
第 14 章	公開講座	13
第 15 章	附属施設	14
第 16 章	厚生補導施設	14
第 17 章	改 廃	14
附 則		14
別表 1		19
別表 2		22
別表 3		24
別表 4		26
別表 5		26

# 洗足こども短期大学学則

昭和37年4月1日制定・昭和38年4月1日改正  
昭和39年4月1日改正・昭和40年4月1日改正  
昭和41年4月1日改正・昭和42年4月1日改正  
昭和43年4月1日改正・昭和44年4月1日改正  
昭和45年4月1日改正・昭和46年4月1日改正  
昭和47年4月1日改正・昭和48年4月1日改正  
昭和49年4月1日改正・昭和50年4月1日改正  
昭和51年4月1日改正・昭和52年4月1日改正  
昭和53年4月1日改正・昭和54年4月1日改正  
昭和55年4月1日改正・昭和56年4月1日改正  
昭和57年4月1日改正・昭和58年4月1日改正  
昭和59年4月1日改正・昭和60年4月1日改正  
昭和61年4月1日改正・昭和62年4月1日改正  
昭和63年4月1日改正・平成元年4月1日改正  
平成2年4月1日改正・平成3年4月1日改正  
平成4年4月1日改正・平成5年4月1日改正  
平成6年4月1日改正・平成7年4月1日改正  
平成8年4月1日改正・平成9年4月1日改正  
平成10年4月1日改正・平成11年4月1日改正  
平成12年4月1日改正・平成13年4月1日改正  
平成14年4月1日改正・平成15年4月1日改正  
平成16年4月1日改正・平成17年4月1日改正  
平成18年2月1日改正・平成18年4月1日改正  
平成19年4月1日改正・平成20年4月1日改正  
平成21年4月1日改正・平成22年4月1日改正  
平成23年4月1日改正・平成24年4月1日改正  
平成25年4月1日改正・平成26年4月1日改正  
平成27年4月1日改正・平成30年4月1日改正  
平成31年4月1日改正・令和2年4月1日改正  
令和3年4月1日改正・令和4年4月1日改正  
令和6年4月1日改正・令和7年4月1日改正

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本学は洗足こども短期大学と称する。

(目的)

第2条 本学は教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その実際的専門的な能力を養うとともに、幅広い教養を培い、

建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第 2 条の 2 幼児教育保育科は、専門分野の知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性と実行力を備え、自立した人間として職業又は實際生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) 幼児教育・保育に関する幅広い専門知識と実践力を備え、保育者としての責任感及び自覚を持った人材を養成すること。
- (2) 創造的な表現力、コミュニケーション能力、社会性を備えた豊かな人間性を涵養すること。
- (3) 幼児教育・保育を担う人材の育成及び教育研究については、その成果を提供することによる地域社会への貢献を視野に入れ取り組むこと。

(自己評価等)

第 3 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

## 第 2 章 学科及び修業年限

(学科)

第 4 条 本学に次の学科を置く。

幼児教育保育科

(修業年限及び在学期間)

第 5 条 本学の修業年限は 2 年とする。ただし、在学期間は通算 4 年を超えることはできない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の二学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業週数)

第8条 学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学園創立記念日 10月13日

(4) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 第1項に定める休業日のほかに、学長は必要と認める場合、臨時に休業日を定めることができる。

3 前各項に規定する休業日中に、必要に応じて授業を行うことができる。

### 第4章 学生定員

(学生定員)

第10条 本学の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼児教育保育科	150名	300名

## 第5章 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

### (入学時期)

第11条 入学時期は毎年4月とする。

### (入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

### (出願手続)

第13条 入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

### (入学試験)

第14条 入学志願者については、本学において入学試験を行う。

- 2 入学試験については別に定める。

(入学手続)

第15条 入学試験に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料その他の学納金を納入しなければならない。

(入学許可)

第16条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 学長は、前項にかかわらず、第12条の規定に違反した者は、入学許可を取り消すものとする。

(保証人の責任)

第17条 誓約書に連署の保証人は、学生在学中の一切のことについて責任を負うものとする。

(保証人の資格)

第18条 保証人は、独立の生計を営む25歳以上の者でなければならない。

(保証人死亡等の場合の手続き)

第19条 入学を許可された者又は学生は、保証人が死亡し、又はその他の理由によりその責任を尽くし得なくなったときは、直ちに新しい保証人を定め、改めて誓約書を提出しなければならない。

(保証人の身上等異動時の手続き)

第20条 入学を許可された者又は学生は、保証人の住所及び身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(転入学)

第21条 他の短期大学又は大学から本学に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合、選考のうえ相当年次に転入学を許可することがある。

(再入学)

第22条 本学の学生で退学した者または除籍された者が、再入学を希望するときは、欠員がある場合、選考のうえ相当年次に再入学を許可することがある。

(転入学等の手続き)

第23条 転入学及び再入学については、第13条及び第15条乃至第16条の規定を準用する。

(欠席)

第24条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その期間及び理由を

届け出なければならない。

(休学)

第25条 学生が病気その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な理由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り休学を延長することができる。
- 3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第26条 休学の理由が止んだときは、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第27条 退学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(死亡等の場合の手続き)

第28条 学生が死亡した場合及び法的身分に異動が生じた場合には、保証人は直ちにこれを届け出なければならない。

(転学)

第29条 他の短期大学又は大学に転学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けるものとする。  
なお、許可を受けた場合は、退学しなければならない。

(留学)

第30条 外国の短期大学又は大学に留学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項により許可を得て留学した期間は、第5条に定める在学期間に含めることができる。

(除籍)

第31条 学長は、次に掲げる各号の一に該当する者について、除籍することができる。

- (1) 在学通算4年にして卒業できない者
- (2) 2年の休学期間を経過し、なお復学の見込みのない者

- (3) 学納金を滞納し、督促をうけても納入しない者
- (4) 行方不明となってから1年を経過した者

## 第6章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方法及び授業科目・単位数)

第32条 教育課程は、授業科目を教養科目及び専門科目に区分し、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して、各学科毎に編成する。

2 授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、62単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義、演習、実習及び実技については、おおむね15時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 音楽の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の形態)

第34条の2 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができ

る。

- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。

(履修届)

第35条 学生は毎学年の始めに、その学年に履修しようとする授業科目を選択し、指定された期日までに届け出て、許可を受けなければならない。

- 2 履修登録単位数の上限に関する規程は別に定める。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修した者には、認定のうえ所定の単位を与える。

(単位の認定方法)

第37条 単位の認定は、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して行う。

- 2 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5段階に分ける。S・A・B・Cの評価を得たものは合格とし、それぞれの授業科目について所定の単位が与えられる。
- 3 前項における成績と評価基準は、次のとおりとする。

評 価	S	A	B	C	D
成 績	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点

- 4 各授業科目について、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。
- 5 修得した単位は、成績の評価とともに記録にとどめる。

(追試験)

第38条 病気その他のやむを得ない理由で試験を受けることが出来なかった者に対しては、別に定める手続きによって追試験を行うことができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、所定の書類に病気の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書又は事故証明書等を添え、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを希望する者に対し、これを許可することがある。

この場合修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が第30条の規定により外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校 of 専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を希望する者に対し、これを許可することができる。この場合当該学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学所定により単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第41条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第46条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学所定により単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第1項及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(教職課程)

第42条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

幼児教育保育科 幼稚園教諭二種免許状

- 3 教職に関する科目の授業科目及び単位数は別表2のとおりとする。

(保育士資格)

第42条の2 本学幼児教育保育科において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 保育士に関する科目の授業科目及び単位数は別表3のとおりとする。

## 第7章 卒業及び学位授与

(卒業・学位授与)

第43条 学長は、2年以上在学し、第33条に定める単位を修得した者には、卒業したことを認め、卒業証書及び短期大学士（幼児教育保育）の学位を授与する。

2 学位に関する規程は別に定める。

## 第8章 賞 罰

(表彰)

第44条 学生で品行方正、学術優秀な者又は他の模範となるべき行為のあった者は、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第45条 学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第9章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

- 第46条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を希望するものがあるときは、学生の学修に支障のない場合に限って、科目等履修生としてこれを受け入れることがある。
- 2 科目等履修生が授業科目を履修した場合は、第36条及び第37条の規定を準用し単位を与えることができる。
  - 3 前二項に定めるものの外、科目等履修生に関する規程は別に定める。ただし、特に規程に定めのない場合は、本学則の規程を準用する。

### (聴講生)

- 第46条の2 学長は、本学の学生以外の者で、本学において特定の授業科目の聴講を希望するものがあるときは、学生の学修に支障のない場合に限って、聴講生として受け入れることがある。
- 2 聴講生に関する規程は別に定める。

### (外国人留学生)

- 第47条 外国人で、短期大学又は大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生については本学則の規定を準用する。

## 第10章 入学検定料、学納金及び在籍料

### (入学検定料及び学納金)

- 第48条 入学検定料及び学納金は別表4のとおりとする。

### (納入)

- 第49条 学納金(入学金を除く。)は次の二期に分けて納入しなければならない。
- |    |        |          |
|----|--------|----------|
| 前期 | 年額の1/2 | 4月20日まで  |
| 後期 | 年額の1/2 | 10月15日まで |

### (在籍料)

- 第50条 休学する者は、在籍料を納入するものとし、休学期間中の学納金の納

入を要しない。

2 在籍料は、別表5のとおりとする。

(退学等の場合の学納金及び在籍料)

第51条 退学又は除籍の場合においても、在籍していた学期までの学納金又は  
在籍料は納入しなければならない。ただし、第31条第3号及び第4号  
に該当し、除籍された者はこの限りではない。

(学納金等の返還)

第52条 既納の入学検定料、学納金及び在籍料は、いかなる事情があっても返  
還しない。ただし、入学を許可された者で入学を辞退し、所定の期日  
までに、所定の手続きをとった場合には、入学手続時の学納金から入  
学金を控除したものを返還することがある。

(学納金の免除)

第53条 学納金及び在籍料の支弁が極めて困難であると認められる者には、成  
績その他の事情を考慮し、願い出により、学納金の全額又は一部を免  
除することがある。

## 第11章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第54条 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、次の教員及び事務職  
員等を置く。

学長、学科長、科長補佐、学長付、教授、准教授、講師、助教、助手、  
事務職員、技術職員その他必要な教職員

## 第12章 教授会

(組織)

第55条 本学に教授会を置き、学長、学科長、教授、准教授、講師及び助教を  
もって組織する。

(会議)

- 第56条 学長は教授会を招集してその議長となる。
- 2 学長にやむを得ない事故のあるときは、あらかじめ学長の指名した者が職務を代理する。
  - 3 教授会の議事は出席者の過半数によりこれを決定する。
  - 4 議長は必要があると認めるときは、教授会の同意を得て前条に定める構成員以外の教職員を出席させることができる。

(審議事項等)

- 第57条 教授会は、学長が次にかかげる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前各号にかかげるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第13章 自己点検及び評価

(自己点検及び評価)

- 第58条 自己点検及び評価に関する規程は別に定める。

## 第14章 公開講座

(公開講座)

- 第59条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第15章 附属施設

(図書館)

第60条 本学に附属図書館（メディアセンター）を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(研究所)

第61条 本学に次の研究所を置く。

(1) 保育・子育て研究所

2 各研究所に関する規程は別に定める。

## 第16章 厚生補導施設

(健康管理センター)

第62条 本学に健康管理センターを置く。

2 健康管理センターは、保健室、学生相談室を統括する。

3 保健室は、学生及び職員の健康管理に当たる。

4 学生相談室は、学生の厚生補導に資する。

## 第17章 改 廃

(学則の改廃)

第63条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、学長の承認を得て、理事会で行う。

## 附 則

1. この学則は昭和37年4月1日からこれを施行し、施行に関する細則は学長が別にこれを定める。
2. この学則の改正は昭和38年4月1日から施行する。

3. この学則の改正は昭和39年4月1日から施行する。
4. この学則の改正は昭和40年4月1日から施行する。
5. この学則の改正は昭和41年4月1日から施行する。
6. この学則の改正は昭和42年4月1日から施行する。
7. この学則の改正は昭和43年4月1日から施行する。
8. この学則の改正は昭和44年4月1日から施行する。
9. この学則の改正は昭和45年4月1日から施行する。
10. この学則の改正は昭和46年4月1日から施行する。
11. この学則の改正は昭和47年4月1日から施行する。
12. この学則の改正は昭和48年4月1日から施行する。
13. この学則の改正は昭和49年4月1日から施行する。
14. この学則の改正は昭和50年4月1日から施行する。
15. この学則の改正は昭和51年4月1日から施行する。
16. この学則の改正は昭和52年4月1日から施行する。
17. この学則の改正は昭和53年4月1日から施行する。
18. この学則の改正は昭和54年4月1日から施行する。
19. この学則の改正は昭和55年4月1日から施行する。
20. この学則の改正は昭和56年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和55年11月1日から適用する。
21. この学則の改正は昭和57年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和56年11月1日から適用する。
22. この学則の改正は昭和58年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和57年11月1日から適用する。
23. この学則の改正は昭和59年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和58年11月1日から適用する。
24. この学則の改正は昭和60年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和59年9月1日から適用する。
25. この学則の改正は昭和61年4月1日から施行する。
26. この学則の改正は昭和62年4月1日から施行する。なお、第4条の規定にかかわらず、音楽科の総定員は290、声楽専攻の総定員は90、幼児教育科及び英文科の総定員はそれぞれ150とする。
27. この学則の改正は昭和63年4月1日から施行する。

28. この学則の改正は平成元年4月1日から施行する。但し音楽科及び専攻科音楽専攻の入学検定料については昭和63年10月1日から適用する。
29. この学則の改正は平成2年4月1日から施行する。但し教育課程及び履修方については平成2年4月1日以降入学した者から適用する。
30. この学則の改正は平成3年4月1日から施行する。但し入学検定料については平成2年10月1日から適用し、第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科及び 専攻課程	平成3年度		平成4年度 ） 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 文 科	200人	300人	200人	400人	100人	300人

31. この学則の改正は平成4年4月1日から施行する。ただし第10条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科及び 専攻課程	平成4年度		平成5年度 ） 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
音 楽 科 器 楽 専 攻	180人	280人	180人	360人	100人	280人

32. この学則の改正は平成5年4月1日から施行する。
33. この学則の改正は平成6年4月1日から施行する。
34. この学則の改正は平成7年4月1日から施行する。
35. この学則の改正は平成8年4月1日から施行する。ただし、第51条及び第71条の授業料については、平成8年4月1日以後入学した者から適用する。
36. この学則の改正は平成9年4月1日から施行する。
37. この学則の改正は平成10年4月1日から施行する。
38. この学則の改正は平成11年4月1日から施行する。ただし、第51条及び第71条の学納金については、平成11年4月1日以後入学した者から適用する。

39. この学則は平成12年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定にかかわらず、平成12年度の音楽科器楽専攻の総定員は180名とする。また第10条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの英文科の学生定員は次のとおりとする。

年度 学科及び 専攻課程	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 文 科	190 名	390 名	180 名	370 名	170 名	350 名

年度 学科及び 専攻課程	平成15年度		平成16年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 文 科	160 名	330 名	150 名	310 名

尚、第71条の学納金については、平成12年4月1日以後入学した者から適用する。

40. この学則は平成13年4月1日から施行する。但し、平成13年3月31日に音楽科器楽専攻、声楽専攻及び専攻科音楽専攻に在学する者は、従前の学則を適用する。
41. この学則は平成14年4月1日から施行する。
42. この学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定にかかわらず、平成15年度の英文科の総定員は320名とする。  
また、第50条及び第70条の学納金については、平成15年4月1日以後入学した者から適用する。
43. この学則は平成16年4月1日から施行する。
44. この学則は平成17年4月1日から施行する。
45. この学則は平成18年2月1日から施行する。
46. この学則は平成18年4月1日から施行する。
47. この学則の改正は平成19年4月1日から施行する。ただし、第49条の学納金については、平成19年4月1日以後入学した者から適用する。また、平成19年3月31日に英文科に在学する者は、従前の学則を適用する。
48. この学則は平成20年4月1日から施行する。

49. この学則は平成21年4月1日から施行する。
50. この学則は平成22年4月1日から施行する。
51. この学則は平成23年4月1日から施行する。
52. この学則は平成24年4月1日から施行する。
53. この学則の改正は平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、平成25年度は次のとおりとする。

	平成25年度
入学定員	300名
収容定員	550名

54. この学則の改正は平成26年4月1日から施行する。
55. この学則の改正は平成27年4月1日から施行する。
56. この学則の改正は平成30年4月1日から施行する。
57. この学則の改正は平成31年4月1日から施行する。
58. この学則の改正は令和2年4月1日から施行する。
59. この学則の改正は令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、令和3年度は次のとおりとする。

	令和3年度
入学定員	250名
収容定員	550名

60. この学則の改正は令和4年4月1日から施行する。
61. この学則の改正は令和6年4月1日から施行する。
62. この学則の改正は令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、令和7年度は次のとおりとする。

	令和7年度
入学定員	150名
収容定員	400名

## 別表 1

## 幼児教育保育科授業科目及び単位数

## 1. 教養科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
情報機器の操作	2		教職必修
英語（外国語コミュニケーション）	2		教職必修
健康・スポーツ	1		教職必修
保健体育	2		教職必修
法学（日本国憲法）		2	教職必修
ビジネス講座（秘書検定対策）		2	
ウインド・バンド1		2	
ウインド・バンド2		2	
ミュージカル		2	
特別研究（ゼミ）		2	
パイプオルガン1		2	
パイプオルガン2		2	

備考 必修・選択合わせて9単位以上を修得すること。

## 2. 専門科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
教育原理	2		教職必修
子どもの理解と援助	1		
保育内容（健康）	1		教職必修
保育内容（人間関係）	1		教職必修
保育内容（環境）	1		教職必修
保育内容（言葉）	1		教職必修
保育内容・造形的表現	1		
保育内容・総論	1		教職必修
基礎実習指導	1		
ピアノⅠ	2		
幼児音楽Ⅰ	2		教職必修
造形表現（表現）	2		教職必修
子どもの健康と運動遊び	2		教職必修
子どもの保健	2		教職必修
子ども家庭福祉	2		
保育者のための文章表現	2		
保育・教職実践演習（幼稚園）		2	教職必修
特別支援と保育Ⅰ	1		教職必修
特別支援と保育Ⅱ		1	
保育原理	2		教職必修
保育者論		2	教職必修
教育心理学		2	教職必修
幼児理解とカウンセリングマインド		2	教職必修
教育課程論		2	教職必修
教育実習Ⅰ（事前事後の指導を含む）		3	教職必修
教育実習Ⅱ（事前事後の指導を含む）		3	教職必修
ピアノⅡ		2	
幼児音楽Ⅱ		2	
子ども家庭支援の心理学		2	
子どもの健康と安全		1	
幼児教育の方法と技術		2	教職必修
総合表現		2	
社会福祉		2	
合唱		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
演技実習		1	
社会的養護Ⅰ		2	
社会的養護Ⅱ		1	
子どもの食と栄養		2	
乳児保育Ⅰ		2	
乳児保育Ⅱ		1	
子ども家庭支援論		2	
子育て支援		1	
保育所実習Ⅰ		2	
保育所実習Ⅱ		2	
保育実習指導Ⅰ（保育所）		1	
保育実習指導Ⅱ（保育所）		1	
児童福祉施設実習Ⅰ		2	
児童福祉施設実習Ⅱ		2	
保育実習指導Ⅰ（施設）		1	
保育実習指導Ⅱ（施設）		1	

- 備考 1. 必修・選択合わせて51単位以上を修得すること。  
2. 卒業に必要な62単位に満たない単位数については教養科目・専門科目のいずれで充当してもさしつかえない。

別表 2

教職に関する科目及び単位数

幼児教育保育科

1. 領域及び保育内容の指導法に関する科目及び単位数

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する科目		
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項	単位数	授業科目	単位数	履修 方法等
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	12	健康	1	必修
			健康	2	必修
			人間関係	1	必修
			環境	1	必修
			言葉	1	必修
	表現	2	必修		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2	必修		
			* 子どもの健康と運動遊び	2	必修
			* 幼児音楽 I	2	必修
			* 保育内容・総論	1	必修

\* 卒業に必要な必修科目

## 教職に関する科目及び単位数

### 幼児教育保育科

#### 2. 教育の基礎的理解に関する科目等及び単位数

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する科目		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	履修方法等
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	* 教育原理	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		保育者論	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		* 保育原理	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		* 特別支援と保育 I	1	必修
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	必修
等に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	幼児教育の方法と技術	2	必修
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解とカウンセリングマインド	2	必修
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習 I (事前事後の指導を含む)	3	必修
			教育実習 II (事前事後の指導を含む)	3	必修
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	2	必修
大学が独自に設定する科目		2	最低修得単位を越えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得		

\* 卒業に必要な必修科目

別表 3

## 保育士に関する科目及び単位数

告示による教科目			左記に対応する本学開設教科目		
系 列	教 科 目	単位数	教 科 目	形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理（講義）	2	* 保育原理	講義	2
	教育原理（講義）	2	* 教育原理	講義	2
	子ども家庭福祉（講義）	2	* 子ども家庭福祉	講義	2
	社会福祉（講義）	2	社会福祉	講義	2
	子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論	講義	2
	社会的養護Ⅰ（講義）	2	社会的養護Ⅰ	講義	2
	保育者論（講義）	2	保育者論	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学（講義）	2	教育心理学	講義	2
	子ども家庭支援の心理学（講義）	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2
	子どもの理解と援助（演習）	1	* 子どもの理解と援助	演習	1
	子どもの保健（講義）	2	* 子どもの保健	講義	2
	子どもの食と栄養（演習）	2	子どもの食と栄養	演習	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価（講義）	2	教育課程論	講義	2
	保育内容総論（演習）	1	* 保育内容・総論	演習	1
	保育内容演習（演習）	5	* 保育内容（健康）	演習	1
			* 保育内容（人間関係）	演習	1
			* 保育内容（環境）	演習	1
			* 保育内容（言葉）	演習	1
			* 保育内容・造形的表現	演習	1
	保育内容の理解と方法（演習）	4	* 造形表現（表現）	演習	2
			幼児教育の方法と技術	演習	2
	乳児保育Ⅰ（講義）	2	乳児保育Ⅰ	講義	2
	乳児保育Ⅱ（演習）	1	乳児保育Ⅱ	演習	1
	子どもの健康と安全（演習）	1	子どもの健康と安全	演習	1
	障害児保育（演習）	2	* 特別支援と保育Ⅰ	演習	1
			特別支援と保育Ⅱ	演習	1
社会的養護Ⅱ（演習）	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	
子育て支援（演習）	1	子育て支援	演習	1	
保育実習	保育実習Ⅰ（実習）	4	保育所実習Ⅰ	実習	2
			児童福祉施設実習Ⅰ	実習	2
	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1
			保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	1
総合演習	保育実践演習（演習）	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2
教科目単位数合計		51	本学開設科目単位数合計		51

\* 卒業に必要な必修科目

告示による教科目			左記に対応する本学開設教科目			
系 列	教 科 目	単位数	教 科 目	形態	単位数	
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15 単 位 以 上				
保育の対象の理解に関する科目			幼児理解と カウンセリングマインド	講義	2	
保育の内容・方法に関する科目			*ピアノⅠ	演習	2	
			ピアノⅡ	演習	2	
			*幼児音楽Ⅰ	演習	2	
			幼児音楽Ⅱ	演習	2	
			合唱	演習	2	
			演技実習	演習	1	
			*保育者のための文章表現	演習	2	
			総合表現	演習	2	
	*子どもの健康と運動遊び	演習	2			
保育実習	保育実習Ⅱ 又は 保育実習Ⅲ	実習	2	保育所実習Ⅱ 又は 児童福祉施設実習Ⅱ	実習	2
	保育実習指導Ⅱ 又は 保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ（保育所） 又は 保育実習指導Ⅱ（施設）	演習	1
教科目単位数合計		18単位以上	本学開設科目単位数合計		22	

\* 卒業に必要な必修科目

告示による教科目			左記に対応する本学開設教科目		
系 列	教 科 目	単位数	教 科 目	形態	単位数
教養科目	体育（講義）	1	*保健体育	講義	2
	体育（実技）	1	*健康・スポーツ	実技	1
教科目単位数合計		2単位以上	本学開設科目単位数合計		3

\* 卒業に必要な必修科目

備考 上記2科目以外の教養科目 6単位以上を修得すること。

別表 4

学科	学納金等 入 学 検 定 料	学 納 金		
		入 学 金	授 業 料	施 設 費
幼児教育保育科	30,000円	350,000円	648,500円	337,500円

別表 5

休学の場合の在籍料

在 籍 料	
前 期	50,000円
後 期	50,000円

(2) 変更事項を記載した書類

過去2年間の入学者数が入学定員を下回る状況が続いており、受験生の全員が入学するのに等しい状況となっている。これを教育方針に沿って選抜することができるよう入学定員の適正化を図るため、令和7年度以降、学則第10条「学生定員」の入学定員を250名から150名とし、収容定員を500名から300名に変更する。

## 洗足こども短期大学 学則変更条項新旧対照表

旧 学 則	新 学 則																		
<p>洗足こども短期大学学則</p> <p>昭和37年4月1日制定・昭和38年4月1日改正</p> <p>）</p> <p>令和3年4月1日改正・令和4年4月1日改正 令和6年4月1日改正</p> <p>第1章 総 則</p> <p>）</p> <p>第4章 学 生 定 員</p> <p>(学生定員)</p> <p>第10条 本学の学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学 科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>幼児教育保育科</td><td>250名</td><td>500名</td></tr></tbody></table> <p>）</p> <p>附 則</p> <p>1. この学則は昭和37年4月1日からこれを施行し、施行に関する細則は学長が別にこれを定める。</p> <p>）</p> <p>61. この学則の改正は令和6年4月1日から施行する。</p>	学 科	入学定員	収容定員	幼児教育保育科	250名	500名	<p>洗足こども短期大学学則</p> <p>昭和37年4月1日制定・昭和38年4月1日改正</p> <p>）</p> <p>令和3年4月1日改正・令和4年4月1日改正 令和6年4月1日改正・令和7年4月1日改正</p> <p>第1章 総 則</p> <p>）</p> <p>第4章 学 生 定 員</p> <p>(学生定員)</p> <p>第10条 本学の学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学 科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>幼児教育保育科</td><td>150名</td><td>300名</td></tr></tbody></table> <p>）</p> <p>附 則</p> <p>1. この学則は昭和37年4月1日からこれを施行し、施行に関する細則は学長が別にこれを定める。</p> <p>）</p> <p>61. この学則の改正は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>62. この学則の改正は令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、令和7年度は次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和7年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>入学定員</td><td>150名</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>400名</td></tr></tbody></table>	学 科	入学定員	収容定員	幼児教育保育科	150名	300名		令和7年度	入学定員	150名	収容定員	400名
学 科	入学定員	収容定員																	
幼児教育保育科	250名	500名																	
学 科	入学定員	収容定員																	
幼児教育保育科	150名	300名																	
	令和7年度																		
入学定員	150名																		
収容定員	400名																		

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### 目 次

1. 学則変更（収容定員変更）の内容	P. 2
2. 学則変更（収容定員変更）の必要性	P. 2
3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	
（ア）教育課程	P. 3
（イ）教育方法及び履修指導方法	P. 3
（ウ）教員組織	P. 4
（エ）大学全体の施設・設備	P. 4

## 1. 学則変更（収容定員変更）の内容

2025年（令和7年）4月1日より、幼児教育保育科の入学定員を250名から100名減員し150名とする。その結果、収容定員は300名となる。

学 科	現 行		変 更 後	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育保育科	250	500	<u>150</u>	<u>300</u>

## 2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

1962年（昭和37年）、洗足学園短期大学（現：洗足こども短期大学）は、音楽科のみの単科制短期大学として開学し、1965年（昭和40年）に幼児教育科（現：幼児教育保育科）と英文科を併設し、以来教育活動に邁進してきた。

幼児教育保育科は当初より35年間、幼稚園教諭の養成を行なっていたが、女性の社会進出が進む社会情勢の中で、2000年（平成12年）に保育士養成施設としての指定を受け、保育士の養成も合わせて担うこととなった。本学は神奈川県川崎市に位置するが、本学学生の多くが居住している神奈川県、東京都等首都圏では、幼稚園・保育園の求人の増加が続き、地域の人材ニーズに応えるべく、2006年（平成18年）に英文科の定員（150名）を全て振り替えることにより、幼児教育保育科の入学定員を100名から250名へと増員した。これに伴い幼児教育保育科のみの単科制短期大学となったため、そのミッションをより明確に発信すべく、2010年（平成22年）に「洗足こども短期大学」への校名変更を行なった。また、上記の入学定員増員後も、引き続き将来の保育者となる希望を抱く優秀な志願者は多く、2013年（平成25年）に入学定員を250名から300名へと増員したが、2019年（令和元年）および2020年（令和2年）の2年間にわたり入学定員が未充足となり2021年（令和3年）に入学定員を300名から250名へ減員して現在に至っている。

本学の人材養成および教育研究上の目的は、「幼児教育保育科は、専門分野の知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性と実行力を備え、自立した人間として職業又は实际生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって社会の発展に寄与すること。」としている。

そして具体的な教育目標として、「①幼児教育・保育に関する幅広い専門知識と実践力を備え、保育者としての責任感及び自覚を持った人材を養成すること。②創造的な表現力、コミュニケーション能力、社会性を備えた豊かな人間性を涵養すること。③幼児教育・保育を担う人材の育成及び教育研究については、その成果を提供することによる地域社会への

貢献を視野に入れ取り組むこと。」を掲げ実行している。

しかしながら、少子化の影響により18歳人口が減少している中、更に幼児教育・保育系への進学希望者も減少傾向にあり受験生の全員が入学するに等しい状況となっている。(表1)

(表1) 過去5年間の入学者状況

	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	実質倍率	入学定員充足率
令和2年度	300	293	293	288	284	1.01	<b>0.95</b>
令和3年度	250	322	321	315	310	1.01	<b>1.24</b>
令和4年度	250	272	272	269	268	1.01	<b>1.07</b>
令和5年度	250	199	199	198	196	1.00	<b>0.78</b>
令和6年度	250	180	180	180	180	1.00	<b>0.72</b>

このような状況の下、教育方針に沿って受験生を選抜することができるよう入学定員の適正化を図りつつ、地域の保育者に対する人材需要ニーズに引き続き対応するために、2025年度(令和7年度)に入学定員を150名に減員するが、引き続き現状と同等以上の教育課程を維持し、教育の質の維持・向上に努め、優秀な保育者を輩出していく方針である。

### 3. 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

#### (ア) 教育課程

現在の教育課程は、「幼稚園教諭二種免許」及び「保育士資格」が取得できる教育課程が中心となっており、更に、同じキャンパス内に音楽大学(洗足学園音楽大学)が併設されていることから、音楽大学講師による「ピアノ」「幼児音楽」等のレッスンにより「保育者に必要な音楽力」を確実に身につけさせる体制を整えている。また、選択科目として吹奏楽の授業である「ウィンド・バンド」や「ミュージカル」、着ぐるみ人形劇「総合表現(ぐりとぐら)」等の本学ならではの特色ある授業を揃え、将来の保育者に必要な表現力・コミュニケーション力を培う教育課程を組んでいる。

今回の学則変更(収容定員変更)に際しては、教育課程に関して変更はないが、今後も引き続き本学の特色を活かした授業をより充実させていく。

#### (イ) 教育方法及び履修指導方法

現在の体制で十分機能しており特に問題はないことから、教育方法及び履修指導方法に関して変更は行わない。具体的には、1クラス50人以下を基本としたクラスアドバイザー制による指導体制を敷き、学修支援をはじめ、学生生活全般の指導・相談に応じていく。

(ウ) 教員組織

現在の教員組織で短期大学設置基準に規定する要件を十分に満たすことができる。具体的には、設置基準上の必要教員数が13人のところ、2025年(令和7年)は16人、完成年度の2026年(令和8年)は14人と上回っている。

また、収容定員にもとづく教員一人当たりの学生数は、定員変更前の2024年(令和6年)は、500/16(31.2人)、定員変更後の2025年(令和7年)は、400/16(25.0人)、2026年(令和8年)は300/14(21.4人)と定員変更前の水準と同等以上の教員組織が担保されている。

(エ) 大学全体の施設・設備

学生数を減じる変更であることから、校地、校舎については、現状の実際の学生数に対しても十分な水準を維持しており、収容定員変更後も支障を生じることはない。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 目次

- (1) 収容定員を変更する組織の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
  - ①収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）
  - ②収容定員を変更する組織の特色
- (2) 人材需要の社会的な動向等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
  - ①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析
  - ②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析
  - ③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域
  - ④既設組織の定員充足の状況
- (3) 学生確保の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
  - ①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果
  - ②競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）
  - ③先行事例分析
  - ④学生確保に関するアンケート調査
  - ⑤人材需要に関するアンケート調査等
- (4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要 (名称、入学定員 (編入学定員)、収容定員、所在地)

収容定員を減員する組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
洗足こども短期大学幼児教育保育科	250	500	神奈川県川崎市高津区久本2-3-1

2025年(令和7年)4月1日より、幼児教育保育科の入学定員を250名から100名減員し150名とする。その結果、収容定員は300名となる。

② 収容定員を変更する組織の特色

1962年(昭和37年)、洗足学園短期大学(現:洗足こども短期大学)は、音楽科のみの単科制短期大学として開学し、1965年(昭和40年)に幼児教育科(現:幼児教育保育科)と英文科を併設し、以来教育活動に邁進してきた。

幼児教育保育科は当初より35年間、幼稚園教諭の養成を行なっていたが、女性の社会進出が進む社会情勢の中で、2000年(平成12年)に保育士養成施設としての指定を受け、保育士の養成も合わせて担うこととなった。本学は神奈川県川崎市に位置するが、本学学生の多くが居住している神奈川県、東京都等首都圏では、幼稚園・保育園の求人の増加が続き、地域の人材ニーズに応えるべく、2006年(平成18年)に英文科の定員150名を全て振り替えることにより、幼児教育保育科の入学定員を100名から250名へと増員した。これに伴い幼児教育保育科のみの単科制短期大学となったため、そのミッションをより明確に発信すべく、2011年(平成23年)に「洗足こども短期大学」への校名変更を行なった。また、上記の入学定員増員後も、引き続き将来の保育者となる希望を抱く優秀な志願者は多く、2013年(平成25年)に入学定員を250名から300名へと増員した。その後全国的な18歳人口減少の傾向のもと、志願者数が漸減し、2019年度(令和元年度)および2020年度(令和2年度)と2年連続入学定員を若干下回る状況となり、入学定員を2021年度(令和3年度)より250名へと減員し、現在に至っている。

本学の人材養成および教育研究上の目的は、「幼児教育保育科は、専門分野の知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性と実行力を備え、自立した人間として職業又は实际生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって社会の発展に寄与すること。」としている。

そして具体的な教育目標として、「①幼児教育・保育に関しての幅広い専門知識と実践力を備え、保育者としての責任感及び自覚を持った人材を養成すること。②創造的な表現力、コミュニケーション能力、社会性を備えた豊かな人間性を涵養すること。③幼児教育・保育を担う人材の育成及び教育研究については、その成果を提供することによる地域社会への貢献を視野に入れ取り組むこと。」を掲げ実行している。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

本学で養成する人材は先述のように主に幼稚園教諭と保育士である。日本の社会では少子化が進み子どもの人数は減少しているが、女性の社会進出が進み、出産後も子どもを預けて働く女性が増えてきている。また、不安定な景気の影響を受けて、共働きの家庭も増えている(資料①)。

こうしたことから依然として子どもを預けたいというニーズは高水準であることから保育士を求めるニーズは高い。2023年（令和5年）1月における全業種平均の有効求人倍率は全国平均で1.44倍だが保育士は3.12倍。都道府県別に見ても神奈川県は2.60倍、東京都は3.86倍となっている（資料②、③）。また本学における過去5年間の就職状況をみると、下表の通り、毎年度就職希望者の10倍以上の求人件数が寄せられている。これは本学卒業生が保育現場で活躍し、それが本学への求人件数を増加させるという好循環を形成していることを意味し、保育系の内定率は28年連続（1996年度（平成8年度）～2023年度（令和5年度）100%を維持している。

<本学への求人件数の推移>

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
幼稚園・保育所等からの求人件数①	3,048件	2,620件	2,562件	2,801件	3,064件
幼稚園・保育所等への就職者数②	271人	249人	218人	254人	221人
希望者一人当たりの求人件数①/②	11.2件	10.5件	11.8件	11.0件	13.9件

保育所等とは保育所、施設、学童、児童館等

② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

全国18歳人口の推移としては2023年度（令和5年度）の109万人に対し、2035年度（令和17年度）には100万人を割り込む予想である（資料④上表）。ただ本学学生の主な出身地域である神奈川県・東京都は比較的減少の少ないエリアであり、2023年度（令和5年度）を100とした2035年度（令和17年度）の18歳人口は全国が88.4に対し、神奈川県は92.5、東京都は101.6である（資料④下表）。

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

本学の主な学生募集地域は神奈川県・東京都である。資料⑤の「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」では、神奈川県に所在する短期大学への入学者の約8割が神奈川県・東京都所在の高校出身者である。これに対して、本学では下表の通り、2024年度（令和6年度）の入学者の約9割が神奈川県・東京都所在の高校出身者となっている。これは、本学の所在地が川崎市高津区であり、神奈川県の中でもっとも東京都寄りであることが影響している。神奈川県・東京都は先述の通り、18歳人口の減少の影響が少ない都県である。また本学の多くの卒業生が幼稚園教諭・保育士として活躍していて多くの求人が寄せられるエリアであり、学生募集地域として適切であると考えられる。

<本学の出身高校の所在地県別入学者数（2024年度（令和6年度））>

	都道府県名	人数	構成比
1	神奈川県	114人	63.3%
2	東京都	43人	23.9%
3	長野県	5人	2.8%
4	静岡県	3人	1.7%
5	茨城県	2人	1.1%
	全体	180人	100.0%

④ 既設組織の定員充足の状況

本学では少子化の流れの中でも入学定員300名を充足する入学者数を維持してきたが資料⑥に記載の通り、2019年度（平成31年度）、2020年度（令和2年度）と2年連続入学定員数を下回ったことから2021年度（令和3年度）から入学定員を250名に減員した。その後も続く少子化の流れに加え、短大への進学割合の減少、保育者を目指す高校生の減少等の要因により、入学者数は2022年度（令和4年度）、2023年度（令和5年度）と2年連続して大幅に減少した。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

受験者の増加を目標として、資料⑦に記載の取組を実施した。

まずはオープンキャンパス。入学希望者を対象としてキャンパスを開放し、大学の紹介、模擬授業、在学生との懇談、施設案内を実施した。2023年度（令和5年度）入試に向けて前年度と同じく12回開催したが、参加者等総数は542人と前年度比49人減少した。2024年度（令和6年度）入試に向けた開催でも同じく12回実施したが423人とさらに119人減少した。

次に入試徹底指導。これは受験希望者を対象として入試時に課される科目に関する説明と対策法を紹介するイベントである。2023年度（令和5年度）入試に向けては前年度より1回多く9回実施したが参加者等総数としては57人と前年比11人減少した。2024年度（令和6年度）入試に向けても同じく9回実施したが37人と17人減少した。

最後に大学案内パンフレットの送付。資料請求があった高校生や来訪歴のある高校生に新年度の大学案内パンフレットを送付した。2023年度（令和5年度）入試に向けた送付は1,364人と前年度比608人減少した。2024年度（令和6年度）入試に向けた送付は1,486人と122人増加した。

また、短大教員による高校への出張授業については保育の魅力や本学の魅力を教員から高校生に伝えられる貴重な機会と捉え、本学ならでのバリエーションに富んだ出張授業一覧を高校に配付したり、斡旋業者に働き掛ける等をして下表の通り、積極的に訪問高校数を増やした（2021年度（令和3年度）21校→2022年度（令和4年度）38校→2023年度（令和5年度）39校）。

<本学の出張授業件数>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2021年度	2022年度	2023年度
訪問高校数	21校	38校	39校
参加生徒数	—	576人	514人

2021年度は参加生徒数の集計なし

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

既設組織と収容定員を変更する組織は本学の場合、同一組織であることから、受験者増加の施策としては、引き続き前項「ア 既設組織における取組とその目標」で記載の施策を継続し受験者の増加を図る。定員変更前には入学者が定員割れすること、もしくは定員割れの状況を

少しでも軽度にすることを重要視し、受験の合否判定時に不合格者を減らすバイアスがかかっていたことが否めないが、そうしたことによって入学後の指導により力を割かざるを得なくなり、入学者増加に向けて十分な労力を投入できなくなるという負のスパイラルに陥っていた。定員減員を実施することにより、再度適切な入学者の水準を維持し、入学者増加に向けての活動についても十分に労力を割けるよう努力する。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

前項アおよびイに記載の取組が徐々に奏功し始めており、本学の入学者数は2022年度（令和4年度）が268名と前年比42名減少、2023年度（令和5年度）が196名と同72名減少と2年連続大幅に減少していたが、直近の2024年度（令和6年度）では入学者数が180名と16名の減少となったが減少幅は縮小した（資料⑧）。また今回の定員変更は入学定員を2025年度（令和7年度）より250名から150名にするものである。2024年度（令和6年度）の入学者数が180名であることや本学学生の子な出身地である神奈川県・東京都の18歳人口の減少は緩やかであること、本学の様々な募集対策が奏功しつつあることを鑑みると十分に新定員150名を充足できるものとする。

## ② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

本学は神奈川県の短期大学の保育士養成校であり、競合校としては立地条件・養成人材・教育内容いずれをとっても同じ神奈川県内の短期大学の保育士養成校である和泉短期大学児童福祉学科、鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科、鶴見大学短期大学部保育科、横浜女子短期大学保育科、小田原短期大学保育学科、湘北短期大学保育学科である。保育者として音楽的表現能力の涵養は大変重要であるが、全国的にも珍しい音楽大学を併設校として持っていることによる指導力や設備面のメリットは大きい。洗足学園音楽大学の講師陣による専門的で実践力に富んだ音楽表現教育を豊富で整備された環境下で実施することで、卒業生が就職した幼稚園や保育所から高い評価を得ている。また同じ神奈川県内であっても本学は川崎市、横浜市、東京都23区という人口が多い地域からのアクセスが圧倒的に良いことも優位性があるといえる（資料⑨）。そのため幼稚園教諭や保育士を募集する際には本学卒業生を望む園が多く、求人票は先述の通り、就職希望者数の10倍以上送られてきている。これらの優位性は当面揺るがないものとする。

イ 競合校の入学志願動向等

これら競合校の短期大学の直近3年間の入学志願動向としては資料⑩の通りである。本学を除いてはいずれの年度も入学定員を充足しておらず、入学者数も減少傾向である。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

資料⑩の通り、競合校は2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）においてすべて入学定員未充足となっているが、本学のみ2021年度（令和3年度）と2022年度（令和4年度）においては定員を充足している。資料⑧に記載の通り、2023年度（令和5年度）と2024年度（令和6年度）においては本学も入学定員未充足となったが、2024年度の入学者数は180名であった。2025年度（令和7年度）入試では入学定員を150名とすること、本学の広報募集策が奏功しつつあること、本学学生の子な出身地である神奈川県・東京都は18歳人口の減少が緩やかであること、幼稚園や保育所から定評のある本学の音楽表現教育は競合校では簡単に追随しにくいことが収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠である。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

競合校の初年次学生納付金は資料⑪の通りである。本学以外の競合校の平均は1,399,738円。本学は1,387,400円であり、全7校中低い方から3番目、高い方から5番目という水準であり、妥当と考える。

③ 先行事例分析

先行事例の該当なし

④ 学生確保に関するアンケート調査

アンケート調査実施せず

⑤ 人材需要に関するアンケート調査等

人材需要に関するアンケート調査は実施していないが、「(2) 人材需要の社会的な動向等」で述べた通り、本学で養成する主な人材は幼稚園教諭と保育士であるが、保育士を求めるニーズは高い。2023年(令和5年)1月における全業種平均の有効求人倍率は全国平均で1.44倍だが保育士は3.12倍。都道府県別に見ても神奈川県は2.60倍、東京都は3.86倍となっている(資料②、③)。また本学には、毎年度就職希望者の10倍以上の求人件数が寄せられている(p.3<本学への求人件数の推移>の表ご参照)。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

(1)～(3)で述べた通り、本学が主に輩出する幼稚園教諭、保育士については神奈川県・東京都では今後も当面高いニーズが続くと予想されるが、18歳人口の減少、また保育者を目指す高校生が減少しており、その減少に合わせて適切に定員の変更を行うものである。

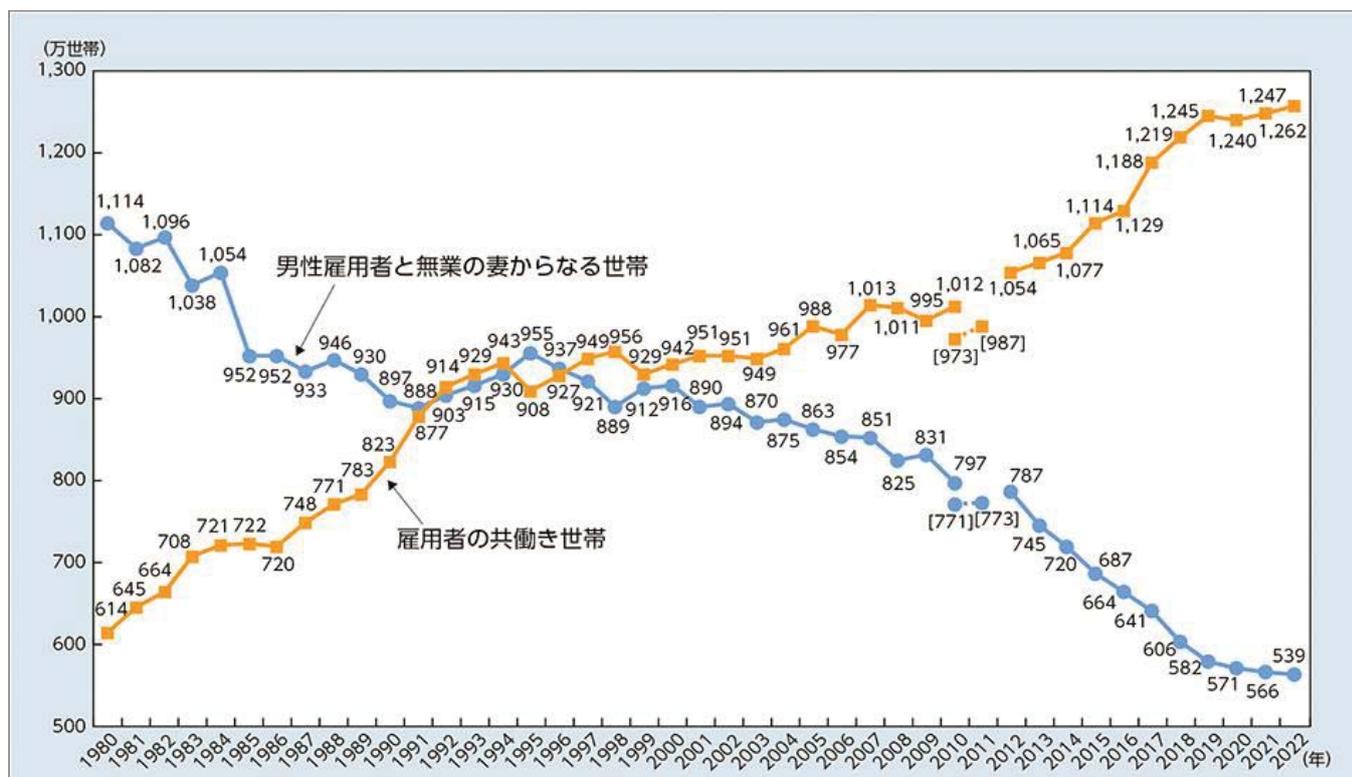
## 資料目次

【資料①】	共働き等世帯数の年次推移	P.2
【資料②】	保育士の有効求人倍率の推移（全国）	P.3
【資料③】	2023年（令和5年）1月における保育士の各都道府県別有効求人倍率等	P.4
【資料④】	18歳人口予測	P.5
【資料⑤】	新設組織が置かれる都道府県への入学状況	P.6
【資料⑥】	既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）	P.7
【資料⑦】	既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績	P.8
【資料⑧】	本学の入学者数等の推移	P.9
【資料⑨】	競合校の所在地	P.10
【資料⑩】	競合校の入学者数推移	P.11
【資料⑪】	競合校の初年次学生納付金	P.12

資料

(資料①)

## 共働き等世帯数の年次推移

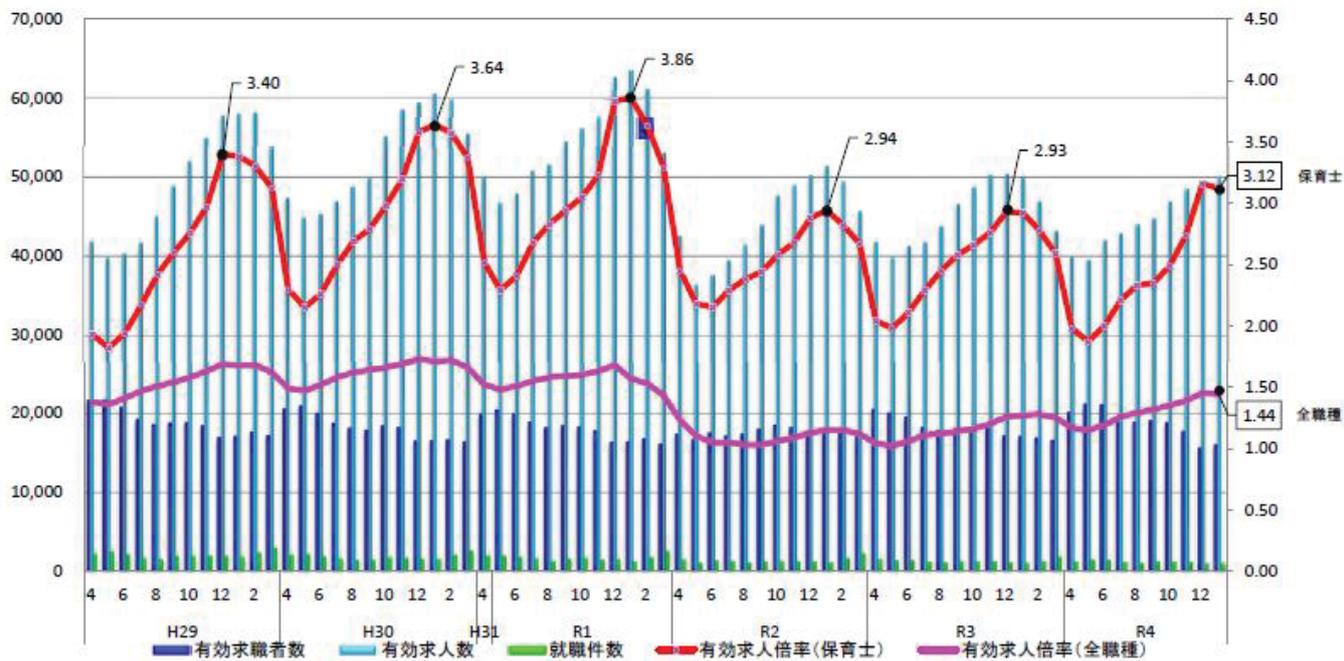


出典：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年の[ ]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

(資料②)

## 保育士の有効求人倍率の推移（全国）



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省)

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。  
※全職種の有効求人倍率は、実数である。

出典：一般職業紹介状況（職業安定業務統計）【厚生労働省】

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全職種の有効求人倍率は、実数である。

(資料③)

2023年(令和5年)1月における保育士の各都道府県別有効求人倍率等

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	4,366	16,041	18,631	907	3.12
北海道	187	826	728	47	2.16
青森	84	248	154	18	1.48
岩手	138	310	365	18	1.78
宮城	97	326	279	16	2.46
秋田	93	172	167	5	1.64
山形	66	168	135	21	1.85
福島	75	218	323	14	3.48
茨城	83	275	420	14	3.64
栃木	75	241	564	12	6.12
群馬	81	256	125	8	1.70
埼玉	192	748	861	31	3.80
千葉	129	654	549	27	2.64
東京	365	1,632	2,355	55	3.86
神奈川	206	874	700	38	2.60
新潟	82	244	207	17	2.21
富山	28	95	77	7	2.78
石川	28	112	88	7	2.11
福井	53	86	146	6	4.22
山梨	47	120	146	11	2.61
長野	65	282	321	20	2.55
岐阜	65	218	275	15	3.21
静岡	92	303	334	19	3.50
愛知	154	680	729	26	2.98
三重	61	180	149	11	2.54
滋賀	39	159	243	9	6.29
京都	85	370	344	15	2.69
大阪	237	1,078	1,599	63	4.03
兵庫	167	710	520	35	2.91
奈良	38	164	373	12	3.97
和歌山	35	108	96	8	2.17
鳥取	23	95	77	4	2.87
島根	30	113	90	4	2.56
岡山	78	255	862	13	5.09
広島	61	267	527	16	4.94
山口	65	207	160	15	2.02
徳島	35	120	143	11	2.88
香川	29	138	240	9	3.49
愛媛	50	208	203	14	2.94
高知	43	125	110	5	2.25
福岡	171	666	800	48	3.64
佐賀	53	181	129	22	2.36
長崎	59	213	194	20	2.46
熊本	106	326	294	23	2.37
大分	66	222	214	19	2.24
宮崎	76	217	194	13	2.10
鹿児島	130	445	458	38	2.99
沖縄	144	386	564	28	3.60

出典：一般職業紹介状況(職業安定業務統計)【厚生労働省】

(資料④)

# 18歳人口予測

		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年
全体計	人数	1,097,416	1,063,451	1,090,562	1,092,664	1,085,148	1,069,005	1,066,810	1,050,986	1,035,215	1,024,042	1,013,894	1,005,714	970,429
	指数	100.0	96.9	99.4	99.6	98.9	97.4	97.2	95.8	94.3	93.3	92.4	91.6	88.4
北海道	人数	42,489	41,008	41,857	41,168	41,019	40,126	40,032	39,231	38,192	37,974	36,959	36,612	34,669
	指数	100.0	96.5	98.5	96.9	96.5	94.4	94.2	92.3	89.9	89.4	87.0	86.2	81.6
東北	人数	75,379	71,820	73,013	71,988	70,738	68,758	68,222	66,499	65,191	65,404	63,713	63,249	60,112
	指数	100.0	95.3	96.9	95.5	93.8	91.2	90.5	88.2	86.5	86.8	84.5	83.9	79.7
北関東	人数	61,863	59,826	60,700	60,222	59,540	58,616	57,117	55,674	54,933	53,665	53,658	52,346	50,606
	指数	100.0	96.7	98.1	97.3	96.2	94.8	92.3	90.0	88.8	86.7	86.7	84.6	81.8
南関東	人数	294,497	287,188	296,737	299,464	298,329	296,500	295,747	290,613	289,838	288,586	290,405	288,845	279,328
	指数	100.0	97.5	100.8	101.7	101.3	100.7	100.4	98.7	98.4	98.0	98.6	98.1	94.8
甲信越	人数	45,536	44,069	44,788	44,081	43,478	42,024	42,282	41,419	40,280	39,772	39,200	38,598	36,786
	指数	100.0	96.8	98.4	96.8	95.5	92.3	92.9	91.0	88.5	87.3	86.1	84.8	80.8
北陸	人数	26,692	26,002	26,197	26,261	25,767	25,150	24,368	24,499	23,764	23,576	22,959	22,846	22,038
	指数	100.0	97.4	98.1	98.4	96.5	94.2	91.3	91.8	89.0	88.3	86.0	85.6	82.6
東海	人数	138,309	133,555	137,302	137,611	136,273	134,149	134,005	132,377	129,756	126,917	124,190	123,986	119,690
	指数	100.0	96.6	99.3	99.5	98.5	97.0	96.9	95.7	93.8	91.8	89.8	89.6	86.5
近畿	人数	181,639	175,609	179,388	179,292	178,208	174,534	174,104	172,465	169,141	165,893	164,382	162,781	158,282
	指数	100.0	96.7	98.8	98.7	98.1	96.1	95.9	94.9	93.1	91.3	90.5	89.6	87.1
中国	人数	65,318	63,279	64,828	65,050	63,989	63,698	63,827	62,950	61,803	61,042	59,891	59,292	56,744
	指数	100.0	96.9	99.2	99.6	98.0	97.5	97.7	96.4	94.6	93.5	91.7	90.8	86.9
四国	人数	32,825	31,419	32,132	31,612	31,629	31,046	30,845	30,684	29,931	29,373	28,829	28,204	27,462
	指数	100.0	95.7	97.9	96.3	96.4	94.6	94.0	93.5	91.2	89.5	87.8	85.9	83.7
九州沖縄	人数	132,869	129,676	133,620	135,915	136,178	134,404	136,261	134,575	132,386	131,840	129,708	128,955	124,712
	指数	100.0	97.6	100.6	102.3	102.5	101.2	102.6	101.3	99.6	99.2	97.6	97.1	93.9

		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年
南関東	人数	294,497	287,188	296,737	299,464	298,329	296,500	295,747	290,613	289,838	288,586	290,405	288,845	279,328
	指数	100.0	97.5	100.8	101.7	101.3	100.7	100.4	98.7	98.4	98.0	98.6	98.1	94.8
埼玉	人数	62,543	61,198	62,946	62,995	62,268	61,990	61,428	60,306	60,053	59,904	59,360	59,227	56,945
	指数	100.0	97.8	100.6	100.7	99.6	99.1	98.2	96.4	96.0	95.8	94.9	94.7	91.0
千葉	人数	53,438	51,415	52,940	53,128	53,165	52,212	51,690	51,735	50,767	50,142	50,349	49,963	47,978
	指数	100.0	96.2	99.1	99.4	99.5	97.7	96.7	96.8	95.0	93.8	94.2	93.5	89.8
東京	人数	102,330	100,279	104,486	106,251	106,664	107,029	107,264	103,128	103,741	104,978	106,759	106,535	103,968
	指数	100.0	98.0	102.1	103.8	104.2	104.6	104.8	100.8	101.4	102.6	104.3	104.1	101.6
神奈川	人数	76,186	74,296	76,365	77,090	76,232	75,269	75,365	75,444	75,277	73,562	73,937	73,120	70,437
	指数	100.0	97.5	100.2	101.2	100.1	98.8	98.9	99.0	98.8	96.6	97.0	96.0	92.5

出典：学校基本調査【文部科学省】をもとにリクルート進学総研にて作成

(資料⑤)

## 新設組織が置かれる都道府県への入学状況

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位5都道府県）※直近年度

	都道府県名	人数	構成比
1	神奈川県	1,189人	70.7%
2	東京都	168人	10.0%
3	静岡県	101人	6.0%
4	長野県	22人	1.3%
5	千葉県	21人	1.2%
	全体	1,681人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	神奈川県	86.26%	77.86%	65.41%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	教育系（短大）	78.98%	73.96%	68.36%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

(資料⑥)

# 既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）

## 1. 各選抜方法の状況

		H31年度入学者	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	平均	
総合型選抜	募集人数	200人	200人	185人	170人	165人	184人	
	延べ人数	志願者数	225人	227人	188人	155人	95人	178人
		受験者数	225人	227人	187人	155人	95人	178人
		合格者数	225人	222人	183人	152人	94人	175人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	3人	0人	0人	0人	1人
	実人数	志願者数	225人	227人	188人	155人	95人	178人
		受験者数	225人	227人	187人	155人	95人	178人
		合格者数	225人	222人	183人	152人	94人	175人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	3人	0人	0人	0人	1人
	入学者数	225人	219人	180人	151人	93人	174人	
	学校推薦型選抜	募集人数	90人	90人	60人	75人	80人	79人
		延べ人数	志願者数	51人	60人	128人	116人	100人
受験者数			51人	60人	128人	116人	100人	91人
合格者数			51人	60人	128人	116人	100人	91人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
実人数		志願者数	51人	60人	128人	116人	100人	91人
		受験者数	51人	60人	128人	116人	100人	91人
		合格者数	51人	60人	128人	116人	100人	91人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
入学者数		51人	60人	128人	116人	100人	91人	
一般選抜		募集人数	10人	10人	5人	5人	5人	7人
		延べ人数	志願者数	2人	5人	6人	1人	4人
	受験者数		1人	5人	6人	1人	4人	3人
	合格者数		1人	5人	4人	1人	4人	3人
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数		0人	0人	1人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	2人	5人	6人	1人	4人	4人
		受験者数	1人	5人	6人	1人	4人	3人
		合格者数	1人	5人	4人	1人	4人	3人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
	入学者数	1人	4人	2人	1人	3人	2人	
	共通テスト利用入試	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		延べ人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人
受験者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
実人数		志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
入学者数		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
その他の特別選抜		募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		延べ人数	志願者数	1人	1人	0人	0人	0人
	受験者数		1人	1人	0人	0人	0人	0人
	合格者数		1人	1人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	1人	1人	0人	0人	0人	0人
		受験者数	1人	1人	0人	0人	0人	0人
		合格者数	1人	1人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	1人	1人	0人	0人	0人	0人	
	合計	募集人数	300人	300人	250人	250人	250人	270人
		延べ人数	志願者数	279人	293人	322人	272人	199人
受験者数			278人	293人	321人	272人	199人	273人
合格者数			278人	288人	315人	269人	198人	270人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			0人	3人	1人	0人	0人	1人
実人数		志願者数	279人	293人	322人	272人	199人	273人
		受験者数	278人	293人	321人	272人	199人	273人
		合格者数	278人	288人	315人	269人	198人	270人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	3人	1人	0人	0人	1人
入学者数		278人	284人	310人	268人	196人	267人	

## 3. 入学定員充足率

	H31年度入学者	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	平均
入学定員	300人	300人	250人	250人	250人	270
入学定員充足率	0.93	0.95	1.24	1.07	0.78	0.99
歩留率	1.00	0.99	0.98	1.00	0.99	0.99

(資料⑦)

## 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

①募集を行った学科等名称及び取組の名称： 洗足こども短期大学オープンキャンパス

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	591人	542人	①取組概要 入学希望者を対象としてキャンパスを開放し、大学の紹介、模擬授業、在学生との懇談、施設案内を実施。 R4年度入試対象(R3開催)：計12回開催(3/28、4/11、5/1、6/6、7/4、7/31、8/29、9/26、10/24、11/23、12/12、2022年2/20) R5年度入試対象(R4開催)：計12回開催(3/27、4/10、5/5、6/5、7/3、7/31、8/7、8/28、9/25、11/3、12/11、2023年2/19) ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 受験者の大半が一度はオープンキャンパスに参加している。以前のように何度も足を運ぶリーダーが少なくなっており、ほとんどが1度の参加で受験を決めている。
うち受験対象者数(b)	364人	274人	
うち受験者数(c)	194人	140人	
うち入学者数(d)	192人	140人	
(受験率 c/b)	53.3%	51.1%	
(入学率 d/b)	52.7%	51.1%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称： 洗足こども短期大学入試徹底指導

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	68人	57人	①取組概要 受験希望者を対象として入試時に課される科目に関する説明と対策法を紹介。 R4年度入試対象(R3開催)：計8回開催(5/1、5/23、6/6、6/20、7/4、7/31、8/29、9/26) R5年度入試対象(R4開催)：計9回開催(5/5、5/22、6/5、6/19、7/3、7/31、8/7、8/28、9/25) ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 受験対象学年向けに実施しており、オープンキャンパスと同時開催日も多いため、受験を検討しているというより、決定した受験者の参加率が高い。
うち受験対象者数(b)	66人	54人	
うち受験者数(c)	45人	36人	
うち入学者数(d)	44人	35人	
(受験率 c/b)	68.2%	66.7%	
(入学率 d/b)	66.7%	64.8%	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称： 洗足こども短期大学の大学案内パンフレットの送付(郵送)

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	1972人	1364人	①取組概要 これまでに資料請求があった高校生、大学訪問履歴のある高校生に新年度大学案内パンフレットを送付。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 これまでに資料請求があった高校生、接触のあった高校生を対象としており、オープンキャンパスや入試徹底指導などに参加してもらえるよう広く案内している。
うち受験対象者数(b)	1321人	870人	
うち受験者数(c)	268人	196人	
うち入学者数(d)	268人	196人	
(受験率 c/b)	20.3%	30.8%	
(入学率 d/b)	20.3%	30.8%	

(資料⑧)

## 本学の入学者数等の推移

	令和4年度入試	令和5年度入試	令和6年度入試
	2022年度入試	2023年度入試	2024年度入試
出願者数	272人	199人	180人
受験者数	272人	199人	180人
合格者数	269人	198人	180人
入学者数	268人	196人	180人
入学定員	250人	250人	250人
入学定員充足率	1.07	0.78	0.72

(資料⑨)

## 競合校の所在地



(資料⑩)

## 競合校の入学者数推移

大学名	洗足こども短期大学			和泉短期大学			鎌倉女子大学短期大学部			鶴見大学短期大学部		
学科名	幼児教育保育科			児童福祉学科			初等教育学科			保育科		
入学年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学年度	2021年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2023年度
入学定員a	250人	250人	250人	250人	200人	200人	200人	200人	200人	200人	200人	200人
入学者数 b	310人	268人	196人	221人	188人	190人	178人	152人	104人	115人	117人	107人
入学定員充足率(b/a)	1.24	1.07	0.78	0.88	0.94	0.95	0.89	0.76	0.52	0.57	0.58	0.53

大学名	横浜女子短期大学			小田原短期大学			湘北短期大学		
学科名	保育科			保育学科			保育学科		
入学年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学年度	2021年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2023年度
入学定員a	200人	200人	200人	140人	140人	140人	135人	135人	135人
入学者数 b	74人	63人	63人	119人	121人	104人	125人	133人	96人
入学定員充足率(b/a)	0.37	0.31	0.31	0.85	0.86	0.74	0.92	0.98	0.71

(資料①)

## 競合校の初年次学生納付金

大学名	学科名	入学金	授業料	施設費等	実験実習費	その他	初年次 学生納付金
洗足こども短期大学	幼児教育保育科	350,000円	648,500円	337,500円		51,400円	1,387,400円
和泉短期大学	児童福祉学科	290,000円	730,000円	220,000円	100,000円	18,000円	1,358,000円
鎌倉女子大学短期大学部	初等教育学科	380,000円	640,000円	196,000円	180,000円	15,000円	1,411,000円
鶴見大学短期大学部	保育科	350,000円	640,000円	280,000円	120,000円	49,430円	1,439,430円
横浜女子短期大学	保育科	100,000円	810,000円	355,000円		35,000円	1,300,000円
小田原短期大学	保育学科	340,000円	770,000円	240,000円		80,000円	1,430,000円
湘北短期大学	保育学科	300,000円	920,000円	230,000円		10,000円	1,460,000円
本学以外平均		293,333円	751,667円	253,500円	133,333円	34,572円	1,399,738円

2025年度（令和7年度）入学者対象

横浜女子短期大学は本科 幼保こども学コース（2年課程）の場合

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	オチアイ タカブミ 落合 俊文 <平成30年4月>		学士 (文学)		洗足こども短期大学学長 (平成30年4月～令和7年3月)